

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A会社B支店が施工する建築現場において、2階屋根パネル取付け作業中に2階床に墜落し負傷した。請求人は、同日C病院に受診し「右脛腓骨骨折」（以下「旧傷病」という。）と診断され、複数の医療機関で療養し、その間に療養の中止と再発を経て、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

旧傷病の治ゆ認定から約14年後、請求人によれば、平成〇年〇月頃から腕や背骨、右足の指がしびれるようになりD病院に週1回通院し、投薬、電気治療にて痛みを和らげるための治療を行っていたが、症状が改善しないため、平成〇年〇月〇日E医院に受診し「右脛骨腓骨骨折後遺症」（以下「本件傷病」という。）と診断され加療した。

請求人は、本件傷病は旧傷病が再発したものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は旧傷病が再発したのではないとして、これを支給

しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が旧傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病は旧傷病の再発であると主張しているので、旧傷病との間に医学上の相当因果関係が認められるか否かについて、以下検討する。

(1) 請求人の主治医であるF医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「初診時の症状は腰痛と右下腿痛で、腱反射等の神経学的異常は認められない。平成〇年〇月になり、請求人から平成〇年に受傷した旧傷病が症状の原因ではないかという訴えがあったが、医学的には関連性は考えにくいと説明した。症状と血管の閉塞部位より原因は閉塞性動脈硬化症（ASO）が最も考えやすいと思われる。労災申請の際も医学的に関連がないと本人には説明した。」と述べている。

(2) また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「右下肢の画像所見では、旧傷病は良好に骨癒合しており、本件右下肢痛が平成〇年の旧傷病の後遺症あるいは再発であるとは考えがたい。本件右下肢痛の原因は、F医師の意見からしても明らかに閉塞性動脈硬化症であり、旧傷病との医学的関連性は何ら認められないものと判断する。」と述べている。

(3) 当審査会としては、本件の医証等の資料を精査したが、請求人の症状は閉塞性動脈硬化症によるもので、F医師の意見を踏まえたG医師の意見は妥当であり、本件傷病と旧傷病との間に医学的に相当因果関係は認められないことから、本件傷病は旧傷病の再発とは認められないものと判断する。

なお、請求代理人は、新たな医師による鑑定が必要である旨主張するが、当審査会の判断は上記のとおりであり、その主張を採用することはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。